



(6-2) 防災拠点の強化

施策 6-2-⑫

公共公益施設の高台移転等

共通

【取組の概要】

防災拠点には、①災害対策本部等を設置し指示命令を出す拠点、②避難者を受け入れる指定避難所、③応急救護を行う施設、④関係団体の活動拠点（防災活動拠点）等があります。施策 6-2-⑫では①及び②の機能を有する施設、施策 6-2-⑬では、③及び④の機能を有する施設の整備等について示します。

東日本大震災では、市町村庁舎が激しく被災したため、人的被害と合わせて行政機能が消失し、復旧・復興に著しく支障を起こした事例があります。市町村庁舎は、災害発生時の復旧・復興の中核となる施設であることから、災害に強い庁舎となるように、配置や構造等の再検証を行うとともに、非常時における水道や電気、ガス等のライフラインの確保、通信設備の確保など、災害時の機能発揮を見据えた検討を進める必要があります。

また、庁舎以外にも、災害対応等の中核となる病院、学校、福祉施設等の公共公益施設は、その建替え時等においては、安全性の高い場所への配置を推進する必要があります。このような取組は、被災後の市街地整備・再検討など、復興まちづくりの姿について、事前に検討した上で、被災前にまちづくりの一部を具体的に実現する「事前復興まちづくり」の観点からも有効です（事前復興計画とまちづくりの推進については、「施策 7-3-⑫事前復興計画とまちづくりの推進」も参照）。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

○庁舎の高台等の津波浸水想定区域外への移転・整備

- ・庁舎は災害発生時の復旧・復興の拠点となることから、被災を受けないような津波浸水想定区域外に整備するか、被災しても代替機能が確保できるような検討が必要です。そのため、高台等への移転を検討することが考えられます。

5 災害に強いまちづくり計画



- ・庁舎や病院、学校、福祉施設等の移転に当たり、多額の負担が生じること、これらの施設が移転することにより、移転元の市街地の利便性や活性化が失われるおそれがないか等について検討することが必要です。また、移転後に残された跡地の利活用の検討を行うことも重要です。
- ・庁舎等の公共施設の移転に当たっては、都市計画マスタープラン等の上位計画での位置づけを明確にしておくことが重要です。また、計画の策定にあたっては、地域住民の参画を促し、地域住民との合意形成を図りながら進めていくことが重要です。



被災を受けた庁舎
(東日本大震災：南三陸町)

○代替機能の確保

- ・万が一、庁舎が被災した際に、行政機能の空白期間を発生させないための代替機能を發揮する仕組みを検討しておくことが重要です。

○学校・福祉施設等の津波浸水想定区域外への移転・整備

- ・東日本大震災では、多くの児童・生徒が津波の被害に襲われました。また、津波漂流物による火災で延焼した学校もあります。運動能力や判断能力が育っていない段階の子どもたちの安全確保は、優先的に考慮する必要があります。また移転後に残された跡地の利活用の検討を行うことも重要です。
- ・避難が困難な幼い子どもたちが通う保育所・幼稚園等の安全性確保は、優先的に検討する必要があります。



被災を受けた学校
(東日本大震災：気仙沼市)

被災地からの声

- ・津波による浸水のため、市役所をはじめ、消防署や警察署等から動けなくなる状況が生じた。また、建物の周りがガレキだらけとなり、初動対応が遅くなった。防災拠点等となる施設については、安全な場所にあるべきと認識した。

5 災害に強いまちづくり計画



【事例】

○美波町の取組み

・日和佐地区高台整備構想の検討

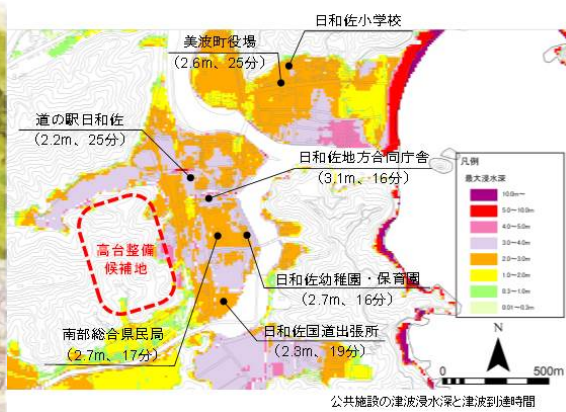
- ・美波町日和佐地区の市街地では、災害時の活動拠点となるべき、役場や国、県の施設、日和佐こども園といった要配慮者利用施設をはじめ、多くの住民の生活の場が津波浸水想定区域となっているため、公共施設及び防災公園（応急仮設住宅用地）を高台に移転・整備します。
- ・高台整備は、多大な時間と費用を要するため、各施設の耐用年数や改築時期、関係機関との相互協力を図り、段階的に移転します。短期計画として、住民意向調査などから、まず第1段階として日和佐こども園の高台移転や防災公園の整備を進めています。
- ・2018年3月に、徳島県美波町とURは、南海トラフ巨大地震に備えた津波防災まちづくりを推進するための協力協定をむすびました。URは、美波町での津波に強いまちづくりに向けての取組みに対して、技術的な支援を行っています。



URとの連携



高台整備イメージ



日和佐市街地の主要施設の津波浸水深と浸水開始時間

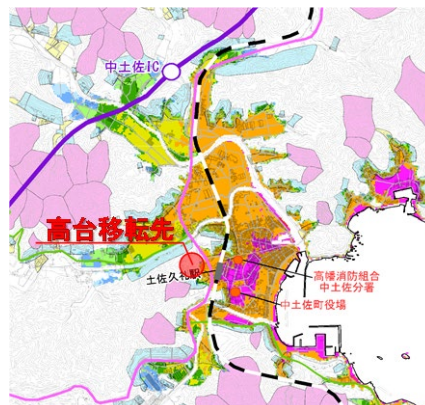
(出典：美波町提供資料)



○中土佐町の取組み

・津波浸水想定区域内に位置する役場庁舎の高台移転

- ・津波浸水想定区域内に位置していた役場庁舎等の高台移転を行いました。大規模災害時には、住民の生活再建のため庁舎機能の早期復旧が必要であるとともに、役場庁舎の安全確保が重要です。また、円滑な救急活動のため、大規模災害時においても消防機能の維持できるよう、消防庁舎の安全確保も同様に重要です。
- ・そこで安全な高台へ役場庁舎および消防庁舎を移転することで、災害に強いまちづくりを進めました。
- ・さらに、子供の安全確保を重視し、保育園の移転も合わせて行うことで、中土佐町の未来を守ります。
- ・防災対策室は、沿岸地域で危険性の高い久礼地区を一望でき、全体を把握できる場所に設置した。



高台移転先位置図
(出典：国土地理院)



高台に移転した庁舎
(出典：中土佐町提供資料)



保育園送り迎えの様子
(出典：中土佐町提供資料)



防災対策室からの眺望
(出典：中土佐町提供資料)

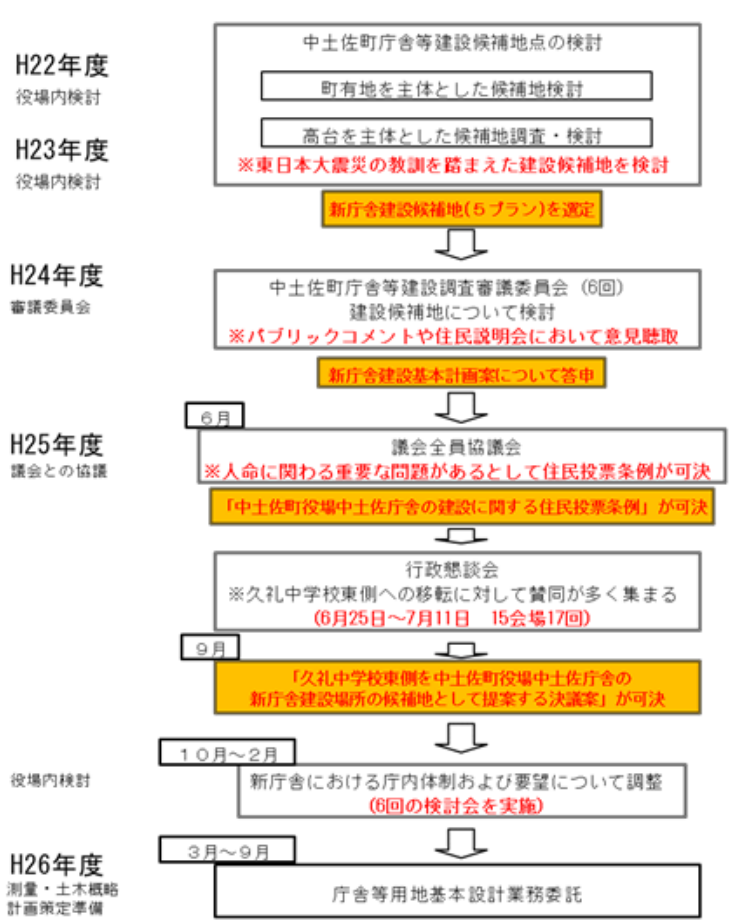


○中土佐町の取組み

・庁舎等の高台移転に係るまでの取組み

平成22年より庁舎移転の協議を開始しました。中土佐町庁舎等建設調査審議委員会（大学、国、県、町内各団体代表等）による審議の結果、現在の移転先を建設候補地としました。

その後、中土佐町議会において、『人命に関わる重要な問題』との議員発議による、庁舎移転に関する住民投票条例が制定される中で、町としては、行政懇談会（地域での話し合いの場）を開催しました。行政懇談会では、新庁舎建設基本計画案の答申内容のほか、防災対策の進展や保育施設移転の検討経緯について、各地区に入り、丁寧に説明を重ねました。その結果、現在の移転箇所を候補地として提案する決議案が議会にて可決されました。町と議会の意見が一致したことをもって、住民投票条例は廃止となり、建設予定地は確定しました。住民説明会や行政懇談会での意見聴取等による丁寧な対応を重ねたことで、住民・議会との合意形成が図られ、庁舎等の高台移転が実現したと考えてられます。



図：庁舎移転における基本設計までの取組み

5 災害に強いまちづくり計画



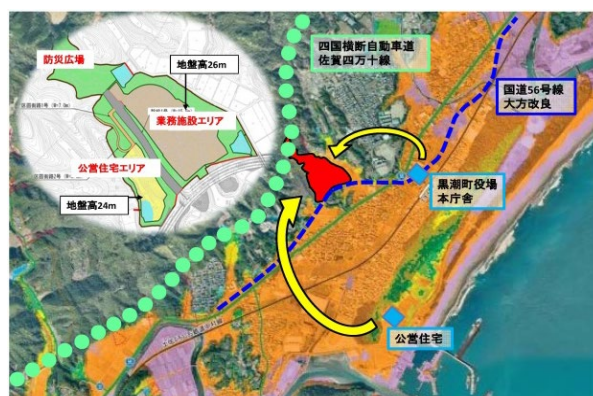
○黒潮町の取組み

・津波浸水想定区域内に位置する庁舎の高台移転

- ・南海トラフの巨大地震及び巨大地震に伴う津波等の災害に対する防災対策・復旧復興拠点として町民の安全・安心を確保するため、平成30年1月に高台への庁舎の移転を行っています。
- ・従来の黒潮町役場本庁舎は津波浸水想定区域内にあり、高台への移転によって速やかな災害対策本部の設置等が可能となります。
- ・津波浸水想定区域外となる高台にて、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定を行い、業務施設エリア・公営住宅エリア・防災広場の整備を行うこととしています。
- ・四国横断自動車道佐賀四万十線の整備や国道56号大方改良等が進められており、右記の事業と連携し、町において高台からこれらの道路へのアクセス確保を行う予定となっています。



黒潮町役場新庁舎



庁舎の高台移転のイメージ
(参照：黒潮町提供資料)

○愛南町の取組み

・津波の遡上による危険性が高い、幼稚園や養護老人ホームを高台に移転

- ・愛南町では、津波の遡上による危険性の高い城辺幼稚園と養護老人ホーム南楽荘の2施設を、高台にある旧深浦小学校跡地への移転を進めています。



幼稚園と養護老人ホームの移転

5 災害に強いまちづくり計画



○宿毛市の取組み

・防災拠点施設となる市役所庁舎の高台移転

- 宿毛市では、大規模な地震・津波災害が発生した際に、人口流出を防ぎ、地域の維持・継続を図るために、防災拠点施設となる市役所庁舎の高台移転を進めており、その検討にあたっては、事前復興の視点も含めています。



図 市庁舎高台移転のイメージ



図 市庁舎高台移転に関する「宿毛市庁舎建設住民意見交換会」

事前復興の視点

- 防災拠点施設の高台移転
- 四国横断自動車道の市街地高台ルート整備
- 市街地沿岸部の護岸嵩上げ及び耐震化

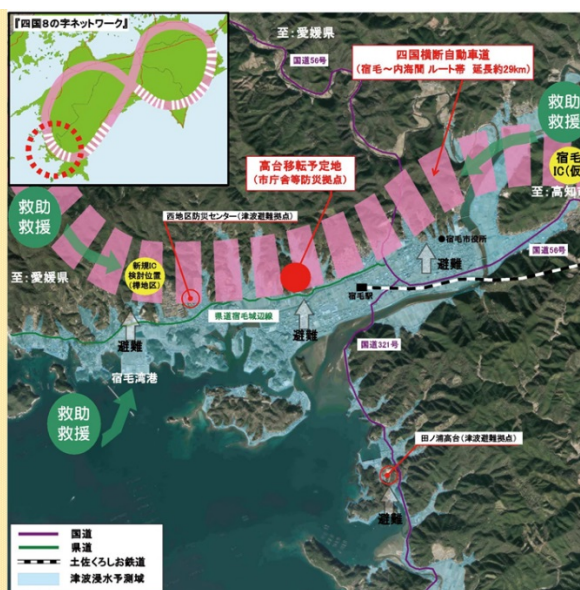


図 宿毛市の災害に強いまちづくりにおける事前復興の視点

出典:宿毛市提供資料